

株 主 各 位

東京都港区南麻布一丁目18番4号

株式会社佐藤渡辺

代表取締役社長 石 井 直 孝

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店会議室
末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第88期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

【会社提案（第1号議案から第4号議案まで）】

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

【株主提案（第5号議案から第7号議案まで）】

第5号議案 定款の変更の件

第6号議案 重要な非中核資産の処分（老人ホーム）の件

第7号議案 自己株式の取得の件

株主提案（第5号議案から第7号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類（42頁から47頁まで）」に記載のとおりであります。

以 上

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会参考書類および提供書面の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.watanabesato.co.jp/>）において周知させていただきます。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に個人消費の持ち直しが続くなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

道路建設業界におきましては、公共投資、民間設備投資ともに堅調に推移しましたが、受注競争の激化や原材料費・労務費の上昇傾向が続くなど、経営環境は依然として厳しい状況でありました。

このような状況の中で、当社は“創業100周年”と“ポスト五輪”を見据え、経営基盤のさらなる強化を推進することを基本方針とする「中期経営計画（2018年度～2020年度）」を策定し、その計画達成に向けて全社一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、受注高は、390億4千9百万円と前年同期比13.7%増となり、売上高は、375億4千8百万円と前年同期比3.4%増となりました。

利益につきましては、製品販売事業において、主要材料であるアスファルト価格の高騰等により原価率が悪化したものの、舗装土木事業における不採算工事の減少により利益率が増加し、経常利益は、16億8千3百万円と前年同期比32.8%増となりました。また、当期純利益は、10億8千8百万円と前年同期比31.4%増となりました。

(2) 当期の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工 事 部 門	舗 装	9,994,096	29,601,686	27,874,464	11,721,317
	土 木 等	1,130,910	4,834,199	5,061,202	903,907
	計	11,125,006	34,435,885	32,935,667	12,625,224
製品等販売部門		—	4,613,310	4,613,310	—
合 計		11,125,006	39,049,196	37,548,978	12,625,224

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、東京営業所の改築、合材工場の機械設備及び工事用機械などの拡充更新を中心に投資を行い、その総額は約11億円であります。

(5) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、公共投資は補正予算の執行に伴い底堅く推移していくことが見込まれ、民間設備投資についても、企業収益の改善を背景に底堅く推移することが期待されます。一方では、原材料価格の高騰や建設現場における労働者不足による建設コストの上昇が懸念されるなど、引き続き厳しい経営環境で推移すると思われまます。

このような環境のもと、当社は「中期経営計画（2018年度～2020年度）」を策定し、計画達成に向け全社一丸となって取り組んでおります。重点施策である、安定した収益の確保、現場力の向上、コーポレートガバナンスの更なる充実、コンプライアンス経営の徹底に継続的に取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 85 期	第 86 期	第 87 期	第 88 期 (当事業年度)
受 注 高	36,685,594	35,623,610	34,352,225	39,049,196
売 上 高	38,916,611	34,033,476	36,322,152	37,548,978
経 常 利 益	2,357,374	2,154,244	1,267,817	1,683,620
当 期 純 利 益	1,349,985	1,511,186	828,055	1,088,106
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	84.61円	473.61円	259.54円	341.05円
総 資 産 額	31,240,347	29,369,107	29,770,299	29,607,049
純 資 産 額	11,257,191	12,655,771	13,372,645	14,201,148
1 株 当 たり 純 資 産 額	705.60円	3,966.61円	4,191.48円	4,451.16円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 2017年10月1日付で、普通株式について5株を1株の割合で株式併合を行っており、第86期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、道路舗装を主柱とし、一般土木・建築ならびにこれらに関連するその他の事業を行うほか、自家製造のアスファルト混合材等を販売しております。

(8) 主要な営業所等

本店 東京都港区南麻布一丁目18番4号
支店 東北支店（宮城県仙台市）、関東支店（東京都港区）
施設工事支店（東京都港区）、中部支店（愛知県名古屋市）
北陸支店（富山県富山市）、近畿支店（大阪府八尾市）
中国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）
九州支店（福岡県糟屋郡新宮町）

(注) 2019年5月1日をもって、近畿支店は大阪府大阪市へ移転しております。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
474名	(増) 12名	44.7歳	21.3年

(注) 上記従業員数には他社への出向者3名と臨時従業員の210名は含まれておりません。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
拓神建設株式会社	40,000千円	100.0%	道路舗装工事請負業
株式会社弘永舗道	45,000	78.1	道路舗装工事請負業、アスファルト混合材製造及び販売業
株式会社創誠	10,000	100.0	道路舗装工事請負業

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	1,085,850千円
株式会社みずほ銀行	725,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数（自己株式を除く） 3,190,435株
 自己株式 5,265株
 （うち、当期取得自己株式 0株）
- (3) 株 主 数 695名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 忠 泰	390 ^{千株}	12.2%
H O R I Z O N G R O W T H F U N D	368	11.5
有 限 会 社 創 翔	331	10.4
東 亜 道 路 工 業 株 式 会 社	241	7.6
株 式 会 社 ア ス カ	196	6.1
宇 部 興 産 株 式 会 社	161	5.0
常 盤 工 業 株 式 会 社	105	3.3
佐 藤 渡 辺 従 業 員 持 株 会	74	2.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	68	2.2
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINS IC OPPORTUNITIES FUND	60	1.9

(注) 持株比率は自己株式（5,265株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 井 直 孝	—
代表取締役副社長	原 義 久	工 事 本 部 長
取 締 役	原 淳 一	営 業 本 部 長
取 締 役	丹 波 弘 至	管 理 本 部 長
取 締 役	小 出 尋 常	—
常 勤 監 査 役	宮 城 成 之	—
常 勤 監 査 役	花 澤 修 一	—
監 査 役	佐 藤 嘉 記	—
監 査 役	石 原 祥 子	—

- (注) 1. 取締役小出尋常氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、監査役佐藤嘉記及び監査役石原祥子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役佐藤嘉記氏は弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役石原祥子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

【新任】

2018年6月28日開催の第87回定時株主総会決議により、就任した取締役は、次のとおりであります。

就任時の地位	氏 名
取 締 役	丹 波 弘 至

【退任】

2018年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名
取 締 役	藤 井 尚 之

5. 2018年2月28日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で取締役石井直孝氏が代表取締役社長に就任し、代表取締役社長上河忍氏が退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	6名 (1名)	103,643千円 (6,400千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	20,934千円 (5,190千円)
合 計	10名	124,577千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。
4. 上記の取締役の支給人員には、2018年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役(非常勤)	小 出 尋 常	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく発言を行っております。
社外監査役(非常勤)	佐 藤 嘉 記	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。
社外監査役(非常勤)	石 原 祥 子	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①	報酬等の額	40,000千円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規定を定めております。また、その徹底を図るため、役職者教育等を行います。内部監査部門は、それぞれの担当部署と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査しております。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとしております。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を任命するものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営に関する重要な意思決定機能及び業務執行の監督機能を担い、業務執行機能を執行役員が担うことで、権限及び責任を明確化し、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を推進しております。

(5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、子会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価することで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会はグループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に関する権限と責任を与え、職務の執行が効率的に行われるための規程を整備しております。また、本社経営企画室は、グループの事業に関して横断的に推進し、管理しております。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社にも当社の行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 監査役が監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

役職員は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応することとしております。

(9) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、当社グループの取締役および使用人等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づくホットラインへの通報状況およびその内容等をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

(11) 会社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理しております。また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担しております。

(12) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行っております。取締役会は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保しております。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備および運用状況等を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役4名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店所を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、年8回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。

さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、支店長会議等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針としております。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴追センター・弁護士等との緊密な連携関係を構築しております。

※本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,128,748	流動負債	11,807,191
現金預金	2,207,949	支払手形	4,406,996
受取手形	1,831,831	工事未払金	3,794,990
完成工事未収入金	10,563,384	短期借入金	1,300,000
売掛金	1,336,132	一年以上返済予定長期借入金	148,996
未成工事支出金	784,655	リース負債	21,659
材料貯蔵品	175,671	未払費用	345,719
短期貸付金	14,754	未払消費税等	160,534
前払費用	17,248	未払法人税等	511,182
その他の	203,923	未成工事受入金	94,111
貸倒引当金	△ 6,803	預り金	322,265
固定資産	12,478,301	賞与引当金	121,262
有形固定資産	10,203,061	完成工事補償引当金	372,800
建物・構築物	3,415,042	工事損失引当金	6,200
機械装置・車両	777,099	設備支払手形	25,200
工具器具・備品	79,874	その他	171,806
土地	5,875,925	固定負債	3,598,709
リース資産	45,754	長期借入金	361,854
建設仮勘定	9,364	リース負債	38,199
無形固定資産	39,752	長期預り金	156,000
ソフトウェア	15,137	再評価に係る繰延税金負債	886,522
リース資産	9,671	退職給付引当金	2,143,161
その他の	14,942	その他	12,971
投資その他の資産	2,235,487	負債合計	15,405,900
投資有価証券	618,704	(純資産の部)	
関係会社株式	763,262	株主資本	12,352,830
長期貸付金	27,838	資本金	1,751,500
破産更生債権等	39,799	資本剰余金	869,602
繰延税金資産	767,529	資本準備金	600,000
その他	54,197	その他資本剰余金	269,602
貸倒引当金	△ 35,844	利益剰余金	9,737,171
資産合計	29,607,049	その他利益剰余金	9,737,171
		繰越利益剰余金	9,737,171
		自己株式	△ 5,444
		評価・換算差額等	1,848,318
		その他有価証券評価差額金	150,259
		土地再評価差額金	1,698,058
		純資産合計	14,201,148
		負債・純資産合計	29,607,049

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高 事 高 製 成 工 事 高 品 等 売 上 高	32,935,667	37,548,978
売 上 原 価 事 原 価 製 成 工 事 原 価 品 等 売 上 原 価	4,613,310	34,068,099
売 上 総 利 益 事 総 利 益 製 成 工 事 総 利 益 品 等 売 上 総 利 益	29,916,002	3,480,878
販売費及び一般管理費	4,152,096	1,812,744
営 業 利 益	3,019,664	1,668,134
営 業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 他 受 取 利 息 及 び 配 当 金 戻 入 貸 倒 引 当 の	31,844	61,670
営 業 外 費 用 利 息 他 支 払 の	4,017	46,184
	25,809	
経 常 利 益	39,087	1,683,620
	7,096	
特 別 利 益 事 業 税 額 益 特 別 利 損 資 産 除 却 損 失 固 定 資 産 除 却 損 失 固 定 資 産 除 却 損 失	9,204	9,204
	41,506	42,697
	1,190	
税 引 前 当 期 純 利 益 事 業 税 額 益 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 益 法 人 税 等 調 整 当 期 純 利 益	557,792	1,650,128
	4,229	562,021
		1,088,106

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,751,500	600,000	269,602	869,602
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,751,500	600,000	269,602	869,602

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	8,808,586	8,808,586	△5,444	11,424,245
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△159,521	△159,521		△159,521
当 期 純 利 益	1,088,106	1,088,106		1,088,106
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	928,584	928,584	—	928,584
当 期 末 残 高	9,737,171	9,737,171	△5,444	12,352,830

(単位：千円)

残高及び変動事由	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	250,340	1,698,058	1,948,399	13,372,645
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△159,521
当 期 純 利 益				1,088,106
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△100,081		△100,081	△100,081
事業年度中の変動額合計	△100,081	—	△100,081	828,503
当 期 末 残 高	150,259	1,698,058	1,848,318	14,201,148

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件をみたす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ方針

経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

受取手形	50,000千円
建物	1,561,751千円
土地	5,288,817千円
合計	6,900,568千円

担保に係る債務

短期借入金	1,300,000千円
長期借入金	510,850千円
合計	1,810,850千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,984,687千円

(3) 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日 2002年3月31日

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	289,683千円
長期金銭債権	420千円
短期金銭債務	66,650千円

(5) 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は142,565千円であります。

(6) 当事業年度末日満期手形

当事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	91,616千円
支払手形	619千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	681,960千円
関係会社に対する仕入高	377,635千円
関係会社との営業取引以外の取引	8,678千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,265株
------	--------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の繰入超過、減損損失等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

なお、貸借対照表の繰延税金資産は、評価性引当額295,913千円を控除して計上しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
主要株主(個人) 及びその近親者 が議決権の過半 数を所有してい る会社等	泰平産業㈱ (注2)	(被所有) 直接1.6	当社の損害保険 の代理店	損害保険取引 (注1)	29,813	未払金及び 工事未払金	699
役員及び近親者 が議決権の過半 数を所有してい る会社等	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 保険料等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 当社会長の渡邊忠泰氏が議決権の90.0%を直接保有しております。

(注3) 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,451円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 341円05銭 |

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,919,049	流動負債	11,957,403
現金預金	2,802,054	支払手形・工事未払金等	8,340,173
受取手形・完成工事未収入金等	13,933,438	短期借入金	1,300,000
未成工事支出金	788,276	一年以内返済予定長期借入金	150,136
その他のたな卸資産	181,952	未払法人税等	506,637
その他	222,405	未払消費税	87,613
貸倒引当金	△ 9,078	未成工事受入金	322,265
固定資産	13,195,427	賞与引当金	381,551
有形固定資産	10,312,731	完成工事補償引当金	7,622
建物・構築物	3,421,628	工事損失引当金	25,200
機械装置・車両	794,145	その他	836,204
工具器具・備品	79,879	固定負債	3,686,428
土地	5,961,959	長期借入金	361,854
建設仮勘定	9,364	再評価に係る繰延税金負債	886,522
その他	45,754	退職給付に係る負債	2,230,880
無形固定資産	40,469	その他	207,171
投資その他の資産	2,842,225	負債合計	15,643,831
投資有価証券	1,948,617	(純資産の部)	
長期貸付金	27,838	株主資本	13,615,321
破産更生債権等	40,960	資本金	1,751,500
繰延税金資産	798,611	資本剰余金	869,602
その他	63,147	利益剰余金	10,999,663
貸倒引当金	△ 36,950	自己株式	△ 5,444
資産合計	31,114,476	その他の包括利益累計額	1,799,579
		その他有価証券評価差額金	152,226
		土地再評価差額金	1,698,058
		退職給付に係る調整累計額	△ 50,705
		非支配株主持分	55,743
		純資産合計	15,470,645
		負債・純資産合計	31,114,476

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		38,835,319
売上原価		35,202,278
売上総利益		3,633,040
販売費及び一般管理費		1,892,597
営業利益		1,740,443
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,638	
貸倒引当金戻入額	7,419	
持分法による投資利益	102,091	
その他	26,988	160,138
営業外費用		
支払利息	39,628	
その他	7,109	46,737
経常利益		1,853,844
特別利益		
固定資産売却益	9,204	9,204
特別損失		
固定資産除却損失	41,506	
減損	1,190	42,697
税金等調整前当期純利益		1,820,351
法人税、住民税及び事業税	575,874	
法人税等調整額	7,320	583,194
当期純利益		1,237,157
非支配株主に帰属する当期純利益		3,294
親会社株主に帰属する当期純利益		1,233,863

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,751,500	869,602	9,925,321	△5,444	12,540,980
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△159,521		△159,521
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,233,863		1,233,863
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,074,341	—	1,074,341
当 期 末 残 高	1,751,500	869,602	10,999,663	△5,444	13,615,321

(単位：千円)

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	251,814	1,698,058	△10,719	1,939,154	52,449	14,532,583
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△159,521
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,233,863
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△99,588		△39,985	△139,574	3,294	△136,280
連結会計年度中の変動額合計	△99,588	—	△39,985	△139,574	3,294	938,061
当 期 末 残 高	152,226	1,698,058	△50,705	1,799,579	55,743	15,470,645

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

拓神建設(株)、(株)弘永舗道、(株)創誠

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

佐々幸建設(株)、S Wテクノ(株)、小石川建設(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 あすか創建(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

会社の名称

(非連結子会社)

佐々幸建設(株)、S Wテクノ(株)、小石川建設(株)

(関連会社)

東舗工業(株)、(株)サルビアアスコン、チューリップアスコン(株)

持分法を適用しなかった理由

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

材 料 貯 蔵 品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る会計処理は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ方針

経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。

・ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	50,000千円
建物	1,561,751千円
土地	5,288,817千円
合計	6,900,568千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,300,000千円
長期借入金	510,850千円
合計	1,810,850千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

13,181,685千円

3. 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日

2002年3月31日

4. 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は142,565千円であります。

5. 当連結会計年度末日満期手形

当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	51,065千円
支払手形	619千円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,195,700株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 159,521千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 50円00銭 |
| ③ 基準日 | 2018年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2018年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 191,426千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 60円00銭 |
| ③ 基準日 | 2019年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2019年6月28日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。長期貸付金は、主に従業員に対する貸付金であり、毎月残高管理を行っております。

破産更生債権等は、受取手形・完成工事未収入金等の営業債権及びその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権等であり、個別に回収可能額を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に固定資産購入に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、資金計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当役員ならびに代表取締役の決裁を受けることとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「(注2)」をご参照ください。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	2,802,054	2,802,054	—
(2) 受取手形・ 完成工事未収入金等	13,933,438	13,933,438	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	533,427	533,427	—
(4) 長期貸付金	27,838	29,293	1,455
(5) 破産更生債権等	40,960	4,010	△36,950
資産計	17,337,719	17,302,223	△35,495
(1) 支払手形・工事未払金等	8,340,173	8,340,173	—
(2) 短期借入金	1,300,000	1,300,000	—
(3) 一年以内返済予定長期借入金	150,136	154,895	4,759
(4) 未払法人税等	506,637	506,637	—
(5) 長期借入金	361,854	361,549	△304
負債計	10,658,800	10,663,255	4,455
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資 産

(1) 現金預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは概ね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を差し引いた当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 一年以内返済予定長期借入金、(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)長期借入金 参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	85,277

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	2,802,054	—	—	—
受取手形・ 完成工事未収入金等	13,933,438	—	—	—
長期貸付金	—	27,396	442	—
合計	16,735,492	27,396	442	—

(注) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	1,300,000	—	—	—
長期借入金	150,136	320,984	40,870	—
合計	1,450,136	320,984	40,870	—

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産及び遊休の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
1,702,395	3,808,825

(注) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、固定資産税評価額を合理的に調整して算出しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,831円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 386円74銭 |

※本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年 5 月 22 日

株式会社 佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年 5 月 22 日

株式会社 佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月30日

株式会社 佐藤渡辺 監査役会

常勤監査役 宮 城 成 之 ㊟

常勤監査役 花 澤 修 一 ㊟

監 査 役 佐 藤 嘉 記 ㊟

監 査 役 石 原 祥 子 ㊟

(注) 監査役 佐藤嘉記及び監査役 石原祥子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

【会社提案（第1号議案から第4号議案まで）】

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

第88期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、191,426,100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	石井直孝 (1955年12月6日生)	2007年4月 当社工事本部工務部長 2009年4月 当社事業本部工務部長 2009年12月 当社中部支店副支店長 2012年4月 当社執行役員西日本支店長 2015年4月 当社執行役員中日本支店長 2016年4月 当社常務執行役員中日本支店長 2017年4月 当社常務執行役員経営企画室長 2017年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 2018年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	2,400株
2	原義久 (1952年10月2日生)	2005年10月 当社施設工事支店副支店長 2010年4月 当社執行役員施設工事支店長 2013年4月 当社常務執行役員東北支店長 2016年4月 当社常務執行役員工事本部長 2017年6月 当社代表取締役常務執行役員工事本部長 2018年4月 当社代表取締役副社長執行役員兼工事本部長 現在に至る	1,000株
3	原淳一 (1954年8月9日生)	2008年4月 当社監査室長 2009年12月 当社事業本部工務部長 2011年4月 当社工事本部工務部長 2012年4月 当社執行役員工事本部工務部長 2013年4月 当社執行役員施設工事支店長 2016年4月 当社常務執行役員営業本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 現在に至る	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	丹波 弘 至 (1954年11月30日生)	2005年10月 当社関東支店総務部長 2009年4月 当社管理本部企画部長 2010年4月 当社管理本部管理部長 2011年4月 当社管理本部管理部長兼経営企画部長 2013年4月 当社執行役員管理本部経理部長 2017年4月 当社執行役員管理本部長 2018年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2019年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 現在に至る	1,000株
5	小出 尋 常 (1944年3月21日生)	1967年4月 株式会社協和銀行入行 2001年6月 株式会社あさひ銀行副頭取 2001年10月 同行取締役 2001年12月 株式会社あさひ銀総合研究所社長 2003年4月 りそな総合研究所株式会社社長 2003年6月 同社退任 2004年6月 株式会社渡辺組監査役 2005年10月 当社監査役 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る	400株
6	横山 和 彦 (1953年9月18日生)	1977年4月 株式会社協和銀行入行 2007年6月 りそな信託銀行株式会社執行役員証券信託営業部担当 2009年4月 株式会社りそな銀行常勤監査役 2012年6月 昭和リース株式会社取締役会長 2018年6月 河西工業株式会社社外取締役 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小出尋常氏および横山和彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選定理由
小出尋常氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社社外監査役を11年間経験していることから、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
横山和彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社以外の社外監査役を経験し、また現在も河西工業株式会社の社外取締役に就任しており、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者と特定関係事業者の関係について
小出尋常氏および横山和彦氏は会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。なお、両氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたことはありません。加えて、両氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は本株主総会において小出尋常氏および横山和彦氏の選任が承認された場合、当社と両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 小出尋常氏が当社の社外取締役に就任してからの年数（本定時株主総会終結の時まで）は、4年であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	横倉一郎 (1958年9月15日生)	2017年4月 当社監査室長 2019年4月 当社管理本部長付部長 現在に至る	14,700株
2	佐藤嘉記 (1955年3月26日生)	1983年4月 弁護士登録 川原井法律事務所勤務 1986年4月 佐藤総合法律事務所開設 1995年10月 豊島総合法律事務所と合併、豊島・佐藤総合法律事務所となる 2002年6月 豊島・佐藤総合法律事務所代表 2003年10月 事務所名を豊島・佐藤・久保総合法律事務所と名称変更 2014年10月 事務所名を港の見える法律事務所と変更 2015年6月 当社監査役 現在に至る	—
3	石原祥子 (1970年5月14日生)	1996年11月 石原会計事務所入所 1999年6月 税理士登録 2010年9月 税理士法人いしはら会計事務所設立に伴い、社員就任 2013年11月 同法人代表社員就任 2015年6月 当社監査役 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤嘉記氏、石原祥子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
社外監査役候補者の選任理由ならびに適格性について

- ① 佐藤嘉記氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ② 石原祥子氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、税理士としての会計に関する専門知識と経験を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 監査役との責任限定契約について本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査役に就任した場合には、監査役との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うとするものであります。
5. 佐藤嘉記氏と石原祥子氏が当社の社外監査役に就任してからの年数（本定時株主総会終結の時まで）は、4年であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
久保義人 (1962年10月27日生)	1996年4月 弁護士登録 横浜弁護士会入会 豊島・佐藤総合法律事務所勤務 2003年10月 パートナー弁護士となり、豊島・佐藤・久保総合 法律事務所へ変更 2014年10月 事務所名を港の見える法律事務所と変更 現在に至る	—

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 久保義人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由ならびに適格性について
久保義人氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、監査役の員数を欠くことになる場合に社外監査役として就任いただき、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 本議案が原案どおり承認され、久保義人氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うものであります。

【株主提案（第5号議案から第7号議案まで）】

第5号議案から第7号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。

【株主提案】

第5号議案 定款の変更の件

（会社注）以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領及び提案の理由を、原文のまま記載したものです。

議案の要領

現行定款へ以下の条項を新たな条項として追加するとともに、それ以降の条項の番号について所要の繰り下げを行う。

第18条（重要な財産の処分）

当会社の株主総会において、当会社の保有する非中核事業に関する重要な財産を処分すべき旨の過半数の承認による決議がなされた場合には、当会社の取締役は、当該決議において示された期限に従って当該財産を処分する。

提案の理由

現行の定款上は、貴社の重要な資産の処分は取締役会の専決事項であると解される。

株主総会において、貴社の非中核事業に関する重要な財産の処分を決定できることとするために、現行定款の修正を提案する。

貴社が非中核事業に関する時価約38.2億円にも上る資産を保有している現状に照らせば、重要な非中核資産の継続保有について株主の声を反映する手段を確保することは極めて有意義である。¹

上場会社は、自らの資本コストを的確に把握し、資本効率に関する目標の実現のために具体的に何を実行するのかを株主へ明確に説明すべきである（改訂CGコード原則5-2参照）。株主総会に重要な非中核資産の処分の決定権を付与することは、こうした資本コストの把握や資本効率に関する目標の実現へ向けた施策についての説明を貴社の経営陣へ促すことに大きく貢献すると考える。

¹38.2億円は、貴社最新の開示情報にある、貴社が保有する非中核事業にかかる不動産の時価であるが、貴社とのこれまでの会話によれば、「本件資産」にかかる時価が非中核事業にかかる不動産の時価の太宗を占めるとのことであるため本提案書においては「本件資産」の時価を38.2億円としている。

< ホライゾン社からの第5号議案に対する取締役会の意見 >

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

重要な財産の処分は、法律上、取締役会の専決事項とされておりますところ（会社法第362条第4項第1号）、当社は、株主の皆様からご信任をいただいた取締役をもって構成される取締役会において、各取締役の善管注意義務の下、重要な財産の処分の当否の判断を行っております。第5号議案として提案されている定款の変更は、法律により定められた株式会社における権限分配の規律に反するため不適切であり、また当社にとって不必要と思料いたします。

なお、当社の、社有不動産についての基本的な考えは、事業用地としての収益貢献度が、維持・所有に要する固定経費に見合う活用をすることとしております。個々の物件につきましては、地域性・同種同条件との等価換算価値などに財務基盤を担保する価値などの条件を加味し、利用促進・現状維持・処分などの判断を適宜行うこととしております。

社有不動産の処分等については、将来的なあらゆる局面を想定し、柔軟かつ適時適切に判断してまいりますので、今後も引続き取締役会の判断に御一任いただきますようお願いいたします。

したがいまして、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【株主提案】

第6号議案 重要な非中核資産の処分（老人ホーム）の件

（会社注）以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領及び提案の理由を、原文のまま記載したものです。

議案の要領

上記の議題1が承認可決されることを条件として、貴社が保有する非中核事業に係る資産である東京都港区南麻布一丁目21番地1の老人ホーム(以下「本件資産」という)の土地建物を、遅くとも2021年3月末日までに処分する。

提案の理由

本件資産は貴社の非中核事業に属し、時価は約38.2億円、利益率は年2%未満である。

かかる多額かつ低利益率の非中核資産の保有は資本の使途として容認できない。経営陣は速やかに本件資産を売却し、売却資金をより魅力的な投資先へ再投資することで、資本配分効率と市場評価の改善を図るべきである。

本件資産の売却資金を、貴社の中核事業(投下資本利益率:約15%)又は経営陣が適切に判断する他の投資機会へ投下すれば、年0.8億円の賃貸収入に代えて、利益率15%であれば約5.73億円の利益を期待できる。10年の投資期間で比較すれば、その差は8億円と57.3億円となる。²

近時の不動産価格はほぼ天井で推移し、下落が始まれば本件資産の売却は困難となる。

金融リスクの観点からは、利益率2%の非流動資産よりも現金の保有が明らかに望ましい。本件資産が当初は地域貢献を目的に開発されたとしても、現段階での売却は当初の目的を損ないはしない。むしろ、貴社全体の収益性の改善へ向けた極めて優れた機会であるというべきである。

以上の理由により、貴社経営陣は、本件資産を売却し売却代金を事業に投資する、別の適した投資に充当する、又は一部でも株主に還元するべきであると考えている。

²5.73億円は、38.2億円を投資元本とし年率15%の利回りで事業収入を得たの仮定に基づく。

< ホライゾン社からの第6号議案に対する取締役会の意見 >

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第5号議案に関して申し上げたとおり、重要な財産の処分については、法律の定めに従い、株主の皆様からご信任をいただいた取締役をもって構成される取締役会において、各取締役の善管注意義務の下、適切に判断してまいります。

第5号議案のご提案が不適切かつ不必要である以上、第5号議案の承認可決を条件として提案されている第6号議案もまた、不適切かつ不必要と思料いたします。

なお、提案株主の提案理由に敷衍して若干ご説明しますと、当社は、社有不動産の賃貸事業につきましても、賃貸不動産の事業価値を注視し、取締役会において、弾力的に判断ができるよう外部専門家の意見の聴取や鑑定評価を含めて事業の合理性・必要性を個別に検証しております。

本件資産（ホライゾン社からの第6号議案の要領において定義される意味を有するものとします。以下同じです。）につきましても、毎期末における事業者の管理運営状況や、今後の事業環境変化における臨機の処置も含め判断しております。その結果、当社取締役会としては、現時点で本件資産の資産価値を毀損する状況には無く、同種同条件と比較しても見劣りするとは考えておらず、現段階で本件資産を売却する必要はないと判断しております。

また、社有不動産の賃貸事業に関しては、当社グループの通常の営業形態として第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動を補完し、年間を通し売上を安定させる方針にも合致する事業として機能しております。

したがいまして、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【株主提案】

第7号議案 自己株式の取得の件

(会社注) 以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領及び提案の理由を、原文のまま記載したものです。

議案の要領

会社法156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に普通株式を、株式総数300,000株、取得価額の総額660,000,000円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

提案の理由

具体的な投資ニーズがなく、余剰資金が積み上げられ、さらに株価が割安値で推移している場合、自社株買いの実施は有効である。自社株買いは、株主に余剰資金を還元する最良の方法であり、自社の株価が割安であることを株式市場へ知らせる手段でもある。

- A) ネットキャッシュと投資有価証券等の積み上げによって、自己資本利益率(ROE)が低下している。
- B) 2019年4月3日付の株価終値により、当会社の株価は、株価純資産倍率(PBR)0.46倍で同業他社に比べ最も低く、非常に割安な水準で推移しているため、自社株式の買戻しが一株当たり利益と一株当たり純資産額を引き上げる優れた選択肢であると考えます。
- C) 限られた投資案件等と一貫して高いフリーキャッシュフロー(平均して920百万円)は、当社が生み出す剰余金を再投資することが困難に直面していることを示している。

年度(単位:百万円)	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期 (見込み)
ネットキャッシュ+投資(外部負)	-739	1,108	996	-579	2,276	2,589	2,026	3,912
純利益	939	1,624	1,646	915	1,480	1,683	995	1,000
自己資本	6,854	8,562	10,301	10,830	12,126	13,648	14,480	15,343
ROE(Return on equity)	14%	19%	16%	8%	12%	12%	7%	7%
フリーキャッシュフロー	1,290	1,808	704	(342)	2,005	1,040	64	973
総配当金支払額	-24	-40	-127	-135	-80	-112	-159	-160

3

3

2019 Estの3,912百万円は、2018年12月末現在のもの

同じく、Net profitの1,000百万円は経営陣による最新のガイダンスに基づく

同じく、Equity 及び Free Cash Flow は弊社の予想及び経営陣によるガイダンスに基づく

<ホライゾン社からの第7号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は株主様への利益還元を重要課題と認識しており、経営体質の強化及び将来の事業展開に備えての内部留保の充実等を勘案し、業績に対応し、配当性向を考慮しつつ安定した配当を維持することによる還元を基本方針としております。

当社といたしましては、株主様への利益還元に意を用いつつ、並行して経営体質の強化を行うための内部留保の充実も図り、将来に向けた技術開発投資・人財投資・設備投資を行うことで企業価値を向上させ、中長期的な視点による持続的な成長を図っていくことが、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

当社は、自己株式の取得も、株主還元の有用な一手段と認識しておりますものの、現時点においては、上述の次第で配当による還元を基本方針としており、その時期にないと判断しております。また、当社定款第8条には、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨の定めが置かれており、当社取締役会といたしましては、時機が到来した折には、株主総会でご決議をいただくことなく、かかる定めにより自己株式の取得を行うことも検討してまいり所存でおります。

したがいまして、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

